

群馬県庁31Fマルシェ&キッチン GINGHAM

食品営業・利用条件

1. シェアキッチンスペースおよびゴック屋台スペース貸出について

別紙「群馬県庁31Fマルシェ&キッチン GINGHAMスペース貸出時・利用規約」を必ずご確認ください。ご利用様が利用規約違反や注意事項をお守りいただけない場合は、利用を中止させていただく場合がございます。なお、利用中止により利用者に損害が生じたとしても施設側は一切賠償いたしません。

2. 食品営業・利用条件

本施設では出店内容等を審査の上、出店可否を判断させていただきます。また、下記条件を必ず満たす必要があります。

- ① 食品衛生責任者の設置が必要です。（一般社団法人群馬県食品衛生協会ホームページ参照）
- ② 保健所への食品営業許可の申請が必要です。（群馬県、ぐんま食の安全・安心ポータルサイト参照）
- ③ 食品営業賠償保険への加入が必要です。
※各許可証や保険加入を証する保険証券等のコピー等をご提出いただきます。
 - ・利用終了時は、利用申請した期間満了までに、廃業手続きを行い報告してください。
 - ・施設の利用は申込者とし、申込者が認める者以外に利用させることはできません。
- ④ 飲食営業は、店内調理及び店内提供に限ります。
- ⑤ 菓子製造販売、仕出し弁当・惣菜類製造販売、乳製品・食肉製品・その他加工食品等製造販売での利用はできません。
- ⑥ 大量の油を使う調理、大量の煙が出る調理は禁止させていただきます。

以上

■附則

令和5年 6月 18日施行